

## 丹波市男女共同参画推進条例 解説資料

## 目 次

1	条例制定の趣旨	1 ページ
2	条例の名称	1 ページ
3	条例の構成	2 ページ
4	逐条解説	3 ページ
	前文	3 ページ
	目的・定義・基本理念	4 ページ
	第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（基本理念）	
	市・市民等の責務	10 ページ
	第4条（市の責務） 第5条（市民の責務） 第6条（事業者の責務） 第7条（市民団体の責務） 第8条（教育関係者の責務）	
	男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等	13 ページ
	第9条（性別による権利侵害の禁止） 第10条（公衆に表示する情報に関する留意）	
	市の実施すべき基本的施策	14 ページ
	第11条（男女共同参画計画） 第12条（施策の策定等に当たっての配慮） 第13条（推進体制の整備） 第14条（附属機関等における構成員の男女の均衡） 第15条（市民等の理解を深めるための措置） 第16条（市民等に対する支援） 第17条（ワーク・ライフ・バランスの推進） 第18条（男女共同参画に関する教育の推進） 第19条（防災及び減災の分野における施策の推進） 第20条（ドメスティック・バイオレンスの防止等） 第21条（苦情等への対応） 第22条（調査研究） 第23条（拠点施設） 第24条（年次報告）	
	丹波市男女共同参画審議会の設置	21 ページ
	第25条（丹波市男女共同参画審議会）	

## 1 条例制定の趣旨

平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施することを国の責務とするとともに、地方公共団体の責務として国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の特性に応じた施策の策定と実施を明示しています。

本市においては、平成 19 年に「丹波市男女共同参画計画」、平成 25 年に「第 2 次丹波市男女共同参画計画」、平成 30 年に「第 3 次丹波市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めてきました。

これまでの取組により、成果は現れつつありますが、社会の各分野における男女の平等感は依然として低く、性別による固定的な役割分担意識も根強く残っています。

人口減少社会の到来や社会情勢が変化する中、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させなければなりません。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、本市においても女性の活躍を一層推進していくことが重要になっています。

このため、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、市民及び事業者等と市が一体となった取組をより一層、積極的に進めていくため、男女共同参画に関する基本理念やそれぞれの責務、役割等を定めた条例を制定することとしました。

## 2 条例の名称

### 条例の名称 「丹波市男女共同参画推進条例」

この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者など全ての者の行動指針となるものであり、その名称は条例の趣旨が一人ひとりに伝わりやすいものが望ましいと考えます。

男女共同参画社会の実現に向けては、市が実効性のある取組を推進するとともに市、市民、事業者等が協働して男女共同参画を推進していくことが重要であることから、条例の名称を「丹波市男女共同参画推進条例」としました。

### 3 条例の構成

#### 前文

制定の目的や趣旨、制定に対する決意などを明らかにするため、前文を設けています。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念

制定の目的、用語の定義など、条例全般にわたる事項について規定しています。

- 第4条 市の責務
- 第5条 市民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 市民団体の責務
- 第8条 教育関係者の責務

男女共同参画の推進における市及び市民等のそれぞれの責務について規定しています。

- 第9条 性別による権利侵害の禁止
- 第10条 公衆に表示する情報に関する留意

男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等について規定しています。

- 第11条 男女共同参画計画
- 第12条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第13条 推進体制の整備
- 第14条 附属機関等における構成員の男女の均衡
- 第15条 市民等の理解を深めるための措置
- 第16条 市民等に対する支援
- 第17条 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 第18条 男女共同参画に関する教育の推進
- 第19条 防災及び減災の分野における施策の推進
- 第20条 ドメスティック・バイオレンスの防止等
- 第21条 苦情等への対応
- 第22条 調査研究
- 第23条 拠点施設
- 第24条 年次報告

市の実施すべき基本的な14施策について規定しています。

- 第25条 丹波市男女共同参画審議会

丹波市男女共同参画審議会の設置について規定しています。

## 前 文

私たちのまち丹波市は、本州で最も低い中央分水界を中心に南北に伸びる氷上回廊を始め、豊かな自然に恵まれた環境の中で、人や文化など多様なものを受け入れる風土を育み、今日まで発展してきました。市民一人ひとりが尊重され、それぞれの個性や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は私たち市民の共通の願いです。

国においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。丹波市においても、丹波市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を進めてきましたが、世代間での考え方の違いや性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く残るなど、解決しなければならない課題がなお多くあります。

人口減少社会の到来や社会経済情勢が大きく変化する中、将来にわたって活力あるまちを持続していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させることが重要です。

私たちはここに、市、市民、事業者、団体等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくため、この条例を制定します。

## 【趣旨】

前文は、条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、推進への決意を表明しています。

## 【解説】

条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。

各段落において、次の内容を表現しています。

- 第1段落            本市は、豊かな自然環境の中で多様性を受け入れる風土を育み、これまで発展したこと、男女共同参画社会の実現は、市民の願いであること。
- 第2段落            国の動向を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってきたが、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されていること。
- 第3段落            人口減少や社会情勢の変化の中、将来にわたって活力あるまちを持続していくためには男女共同参画社会の実現が重要であること。
- 第4段落            すべての者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくこと。

## 目的・定義・基本理念

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

### 【趣旨】

この条例を制定する目的を示すものです。

### 【解説】

男女共同参画を推進するにあたり、市、市民、事業者、市民団体、教育関係者の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に実施することで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。
- (5) 市民団体 市民を主な構成員として市内において自発的で自律的な活動を行う団体をいいます。
- (6) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいいます。
- (7) 市民等 市民、事業者、市民団体及び教育関係者をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいいます。
- (10) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいいます。

## 【趣旨】

この条例における用語の定義を定めるものです。

## 【解説】

第2条では、この条例において用いる10の語句について、それぞれの意義を次のとおり定めています。

### (1) 男女共同参画

第1号の「男女共同参画」とは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第2条第1号の定義に準じて定めています。

すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

「参画」とは、政策・方針の決定、企画立案の過程に加わるなど、主体的に意思決定過程に関わることです。丹波市自治基本条例では、「参画」を「市の政策の立案、実施、評価及び見直しの一連の流れ全体に、市民及び市民団体が役割と責任を自覚して、自主的かつ主体的に関わること」と定義していますが、これと同義です。

### (2) 積極的改善措置

第2号の「積極的改善措置」とは、いわゆる「ポジティブ・アクション」のことで基本法第2条第2号の定義に準じて定めています。職場、地域など社会の様々な分野で男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することをいい、実質的な機会の平等を保障しようというものです。

### (3) 市民

第3号の「市民」とは、市内に居住する者だけでなく、市内にある事務所や事業所等で働く者、市内にある学校等で学ぶ者を含めて、「市民」と定義しています。このため、市外に居住し、市内に通勤・通学する者も「市民」に含まれます。

条例における「市民」は、丹波市に住所を有する人を指すのが一般的ですが、この条例は、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを目的としていることから、「市民」をこのように広く捉えています。

### (4) 事業者

第4号の「事業者」とは、市内に事務所や事業所等があり、事業活動を行う者であれば、個人、法人等の別を問わず、営利、非営利目的に関わらず、「事業者」と定義しています。

### (5) 市民団体

第5号の「市民団体」とは、市民を主な構成員として自発的に形成され、自律的な活動を行う民間団体をいいます。具体的には、自治会、自治協議会、ボランティア団体、NPO等です。

(6) 教育関係者

第6号の「教育関係者」とは、教育が意識形成に及ぼす影響は大きいと考えられるため、学校、社会、家庭教育その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。

(7) 市民等

第7号の「市民等」とは、市民（第3号）、事業者（第4号）、市民団体（第5号）、教育関係者（第6号）をあわせて「市民等」と定義しています。

(8) セクシュアル・ハラスメント

第8号の「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じる事、又は性的な言動が行われ、それを拒否したことで拒否した者が何らかの不利益を受けることをいいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では単に職場内に限らず、地域、学校などあらゆる分野における行為が対象となります。

(9) ドメスティック・バイオレンス

第9号の「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や交際相手などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

(10) ワーク・ライフ・バランス

第10号の「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活の調和を意味し、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。



(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、推進するものとします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びにあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画を推進する活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

**【趣旨】**

本市において男女共同参画を推進する上での基本理念を定めるものです。

**【解説】**

男女共同参画を推進するにあたり、7つの基本理念を定めています。

第1号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女が、性別により差別的な扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

第2号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が根強く残っており、社会のあらゆる分野での男女共同参画を妨げる原因となっています。男女が、性別に関わりなく、自らの意思で多様な生き方を選択できる社会は、男女共同参画社会の目指すべき姿です。

第3号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女が、市や地域など社会のあらゆる分野における政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることは、男女が共に利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画の基盤となるものです。

第4号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

家事や育児、介護などの家庭生活での活動の大部分を女性が担っている状況があります。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。

第5号は、「性と生殖に関する健康と権利」のことでリプロダクティブ・ヘルス/ライツとも言われます。

男女が、お互いの性について理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう配慮されることが重要であり、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し決定できること、また、その意思が尊重されることが大切です。

国の男女共同参画基本計画においても「生涯を通じた女性の健康支援」が重点目標の一つとして挙げられています。

第6号は、「参画と協働」について定めています。

丹波市自治基本条例（平成23年条例第52号）との整合を図るため、「参画」と「協働」に関する内容を示しています。

同条例において、「参画」とは「市の政策の立案、実施、評価及び見直しの一連の流れ全体に、市民及び市民団体が役割と責任を自覚して、自主的かつ主体的に関わること」（第2条第5号）、「協働」とは「自治の推進のために市民及び市民団体と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携すること」（第2条第6号）と定義されています。

第7号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

これまで我が国の男女共同参画は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約などの国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画を推進することが重要です。

## 【参考】

男女共同参画社会基本法 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 市・市民等の責務

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとします。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めるものとします。

3 市は、職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高める等、自ら率先して男女共同参画の推進に努めるものとします。

### 【趣旨】

男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割は重要であるため、市の責務を定めるものです。

### 【解説】

市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有し、施策の推進に当たっては、市民、事業者、市民団体、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを定めています。

また、男女共同参画を推進していくためには、市役所自らがモデルとなるよう、職員一人ひとりの男女共同参画に対する意識を高めるとともに、男女が等しくその能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりに取り組むことを定めています。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【趣旨】

男女共同参画を推進する上で、市民一人ひとりの意識と行動が果たす役割は大きいことから、市民の責務を定めるものです。

### 【解説】

市民が、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民が協力するよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとします。

2 事業者は、男女が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとします。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

**【趣旨】**

職場における男女共同参画を推進するため、社会経済活動において重要な役割を果たしている事業者の責務を定めるものです。

**【解説】**

社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には職場において男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や各種ハラスメントの防止、男女を問わず労働者が仕事と家庭生活の両立を図れる職場環境を整備するよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者が協力するよう努めることを定めています。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会を確保するとともに、男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとします。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

**【趣旨】**

地域などで主体的に活動を行っている団体が、地域社会において重要な役割を果たしていることから、市民団体の責務を定めるものです。

**【解説】**

市内には、自治会や自治協議会、ボランティア団体など市民が関わる数多くの市民団体があります。市民団体が、それぞれの運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会の確保や、能力を発揮できる環境整備など、男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民団体が協力するよう努めることを定めています。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

**【趣旨】**

男女共同参画を推進する上で、教育の果たす役割が重要であることから、教育関係者の責務を定めるものです。

**【解説】**

男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は重要であるため、教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、教育関係者が協力するよう努めることを定めています。

## 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等

### (性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性別によるその他の権利侵害を行ってはなりません。

#### 【趣旨】

男女共同参画社会の実現を阻害する重大な要因である性別の違いを背景とした権利侵害の禁止について定めるものです。

#### 【解説】

「男女平等」の理念は、憲法第14条第1項に規定されており、男女差別を無くしていくことは重要です。

しかしながら、現在においても、性別による差別が、雇用の分野をはじめとして様々な場面において問題となっていることから、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならないことを定めています。

また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスや、LGBTの人たちに対する権利侵害といった、人権侵害の根絶を目指すことは、男女共同参画を推進する上で重要な課題であると認識し、その禁止について定めています。

※LGBTとは、レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感をもったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)の頭文字をとって組み合わせたものです。

### (公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければなりません。

#### 【趣旨】

男女共同参画社会の実現を阻害する行為のうち、公衆に表示する情報において留意すべきことについて定めるものです。

#### 【解説】

雑誌やポスター等の印刷物や、インターネットの掲載情報など公衆に表示する情報は人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。

性別による固定的な役割分担意識や男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう配慮することが必要です。

憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「留意」として理解を求めるとしてしています。

## 市の実施すべき基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとします。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、丹波市男女共同参画審議会（第25条第1項に規定する丹波市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとします。

### 【趣旨】

基本法第14条第3項に基づき、男女共同参画の推進を図るための基本計画を策定することを定めるものです。

### 【解説】

男女共同参画計画は、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付けられるものですが、同項では努力義務となっていることから、この条例に計画の策定根拠を設け、市に男女共同参画計画の策定を義務付けるものです。

本市においては、平成19年に「丹波市男女共同参画計画」、平成25年に「第2次丹波市男女共同参画計画」、平成30年に「第3次丹波市男女共同参画計画」を策定しています。計画の策定・変更を行う場合には、市民等の意見を反映させるとともに、男女共同参画審議会の意見を聴くこと、策定・変更したときは、速やかに公表することを定めています。

### 【参考】

男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとします。

**【趣旨】**

市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に当たり、男女共同参画の推進に配慮しなければならないことを定めるものです。

**【解説】**

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開されており、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画の推進が直接の目的でない施策であっても、男女共同参画の視点や配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。

このため、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮することを定めています。

**【参考】**

男女共同参画社会基本法

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

**【趣旨】**

市は、男女共同参画の推進のための体制を整備することを定めるものです。

**【解説】**

市では、市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市男女共同参画推進本部」を設置し、施策の推進や進捗管理、情報交換を行っています。この条例により、当該本部の位置付けを明確化するものです。

これにより、市が実施する男女共同参画の推進に関する各施策をより一層、総合的かつ効果的に推進するとともに、財政上の裏付けも持たせる内容としています。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第14条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡に努めるものとします。

**【趣旨】**

市における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、附属機関等における構成員の男女の数の均衡について定めるものです。

**【解説】**

男女共同参画の推進にあたっては、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保されることが重要です。

市が法律や条例等に基づき設置している附属機関等の委員の選任にあたっては、男女の委員数の均衡に努めることを定めています。

平成30年3月に策定した「第3次丹波市男女共同参画計画」では、2022年度の審議会等委員の女性割合を35%にする数値目標を掲げています。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとします。

**【趣旨】**

男女共同参画の推進にあたり、市は、市民の理解を深めるための広報活動等を行うことを定めるものです。

**【解説】**

市民等との協働で男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画に関する理解を深めるための広報、啓発を行うことが重要です。

市は、市民等が男女共同参画の推進に関する基本理念等についての理解を深めるよう、広報紙や情報紙、ホームページなどの各種媒体を通じた広報活動や講演会、セミナー等の開催による意識啓発などを行うことを定めるものです。

なお、基本法において、地方公共団体が「講じなければならない」とされている「国民の理解を深めるための措置」(第16条)の規定をこの条例に定めるものです。

**【参考】**

男女共同参画社会基本法

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

**【趣旨】**

市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、市が支援を行うことを定めるものです。

**【解説】**

男女共同参画の推進には、市民等の理解と協力が必要となります。このため、市民等が主体的に取り組む男女共同参画の推進に関する取組への支援として、資料等の情報提供や研修会の開催、活動場所の提供等の支援を行うことを定めています。

なお、基本法において、国には「民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」(第20条)との規定があり、この条例に市の「市民等に対する支援」に関する規定を定めるものです。

**【参考】**

男女共同参画社会基本法

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第17条 市は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう必要な支援を行うよう努めるものとします。

**【趣旨】**

市民がワーク・ライフ・バランスを図れるよう、市が必要な支援を行うことを定めたものです。

**【解説】**

活力ある社会を持続するためには、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、自らの希望に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現することが重要です。

このため、市は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた事業者や労働者に対する意識啓発を行うとともに、多様な働き方に対する支援や保育サービスの充実などワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備に取り組むことを定めています。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第18条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとします。

**【趣旨】**

市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画に関する教育の充実に努めることを定めたものです。

**【解説】**

男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画に関する教育の充実に努めることを定めています。

(防災及び減災の分野における施策の推進)

第19条 市は、防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

**【趣旨】**

市は、防災や減災における取組や被災者支援においても、男女共同参画を推進していくことを定めています。

**【解説】**

市は、防災対策や災害発生時の被害を最小限に抑える減災対策、避難所の運営を含む被災者の支援など、あらゆる面において男女共同参画の視点を取り入れた施策を行うことを定めています。

(ドメスティック・バイオレンスの防止等)

第20条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとします。

**【趣旨】**

第9条の性別による権利侵害の禁止に加え、市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援に取り組むことを定めるものです。

**【解説】**

第9条に「性別による人権侵害」の禁止を定めておりますが、ドメスティック・バイオレンスは、男女共同参画の推進を阻害する行為であることから、防止に向けた広報、啓発等に取り組むとともに、被害者の保護及び自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら必要な措置を講ずることを定めています。

(苦情等への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、適切に対応するものとします。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

3 市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができるものとします。

**【趣旨】**

市民等から男女共同参画の推進に関する施策等への苦情や意見の申出、性別による差別的取扱い等についての相談があった場合の市の対応について定めるものです。

**【解説】**

市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させる必要があるため、必要に応じ、丹波市男女共同参画審議会の意見を聴取し、問題解決に向けて取り組むことを定めています。

また、性別による差別的取扱いなどの相談の申出があった場合は、関係機関との連携や丹波市男女共同参画審議会の意見を聴取するなど、必要な支援を行うことを定めています。

(調査研究)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとします。

**【趣旨】**

男女共同参画の推進にあたり、市が行う調査研究について定めるものです。

**【解説】**

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するためには、国内外の動向、施策の実施状況や市民意識などを的確に把握し、今後の施策に反映させていくことが重要なことから、調査研究を行うことを定めています。

(拠点施設)

第23条 市は、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設の整備及び機能の充実に努めるものとします。

【趣旨】

市は、男女共同参画の推進にあたり、総合的な拠点施設の整備及び機能の充実に努めることを定めるものです。

【解説】

平成 30 年 3 月に策定しました「第 3 次丹波市男女共同参画計画」では、男女共同参画を推進する拠点施設の整備に取り組むこととしております。

この拠点施設において、講座や講演会の開催、男女共同参画に関する情報提供、相談事業など、機能の充実に努めることを定めています。

(年次報告)

第24条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとします。

【趣旨】

毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を公表することを定めるものです。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、第 11 条に規定する男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況等を調査、検証し、次年度へ繋げていく必要があります。

市が実施する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をホームページ等で公表することを定めるものです。

なお、報告書の作成・公表については、男女共同参画計画の策定（第 11 条）と同様に「市長」が行うこととしています。

## 丹波市男女共同参画審議会の設置

(丹波市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として丹波市男女共同参画審議会を置きます。

2 審議会は、前項に定めるもののほか男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができます。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織します。

4 委員は、識見を有する者、関係団体から推薦を受けた者及び公募による市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### 【趣旨】

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を設置することを定めています。

### 【解説】

本市では、平成 30 年 4 月から丹波市男女共同参画審議会設置条例（平成 30 年条例第 5 号）に基づき審議会を設置していましたが、この条例の制定に伴い、その設置根拠をこの条例に変更するものです。

この審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、男女共同参画の推進に関して市長に対して意見を述べることができると定めています。